

7月8日(日)開催の法律講演会中、大杉謙一先生のご講演で取り上げる事例問題を以下に掲載いたしました。当日の配付資料にも掲載いたしますが、あらかじめご確認ください。

【事例問題】

以下の【設問1】【設問2】に解答しなさい。

1. P株式会社(以下「P社」)は上場会社である。Q株式会社(以下「Q社」)はP社の完全子会社であり、非上場会社である。R株式会社(以下「R社」)は、非上場会社であり、P社はR社の発行済株式の55%を保有している。P社・Q社・R社の間には役員の兼任はない。
2. P社の代表取締役Aは、P社の発行済株式を7%保有している。
3. Aは、かつてAがP社の部長であった時代にその直属の部下であり、現在はQ社の代表取締役であるBに対して、Q社がAに15億円の貸付けを行うように依頼し、Bはかつての恩人であるAの依頼を断ることができず、Q社を代表して、無利息・無担保で15億円の貸付けを行った(以下「本件貸付け」という)。なお、Q社にはB以外の取締役はいない。Bは、本件貸付けを実行するに当たり、Aが借入金を遊興費にあてるつもりであること、Aの個人資産は必ずしも大きなものとはいえないことを認識していた。
4. 本件貸付けから2年が経過したが、Aは借入金の返済を行っておらず、またAには借入金を返済するだけの資力もない。

【設問1】 P社の株主であるCはA・Bの損害賠償責任を追及することができるか。

5. P社の代表取締役Dは、R社の代表取締役Eと面会し、その席上で、R社の有する特許権・ノウハウを10億円でP社に譲渡するよう要請し、これに応じられない場合にはEら現在のR社役員を次期の株主総会では再任せず、P社の意を汲んでくれる別の者に経営者を差し替えることを宣言した。
6. なお、特許権は、R社の会計帳簿には10億円として計上されている(ノウハウは計上されていない)が、専門家の鑑定によれば、P社が当該特許権・ノウハウを得ればそこから将来に生じると予想されるP社の利益を元に計算される割引現在価値は25億円である。
7. Eは、Dからの圧力に屈して、特許権・ノウハウの譲渡に応じた(以下「本件譲渡」という)。なお、R社にはE以外の取締役はいない。

【設問2】 R社の株主であるFは、E・D・P社に対して法的措置を採ることができるか。